（身体障害者福祉法等の一部改正）

第十条　次に掲げる法律の規定中「第三十一条第四項」を「第三十一条第五項」に、「に規定する措置」を「の規定による措置」に改める。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第九条第三項

二　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第三項

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第四項及び附則第二条第二項

（地方税法等の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第八号及び第二百九十二条第一項第八号

二　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第二項第二号

三　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号

（社会福祉法等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

一　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第二号

二　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二条第一項第二号

三　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）別表第一及び別表第二

四　地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）別表第一及び別表第二

五　持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第三条第一項第三号

（住民基本台帳法の一部改正）

第十三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の二の項中「若しくは第三項」を削り、「同条第八項若しくは第九項」を「同条第七項若しくは第八項」に改め、同表の五の四の項中「児童相談所を設置する市」を「児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市」に、「第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定」に、「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施」に改める。

別表第三の七の二の項中「第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定」に、「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施」に改める。

別表第四の四の二の項中「若しくは第三項」を削り、「同条第八項若しくは第九項」を「同条第七項若しくは第八項」に改め、同表の四の四の項中「第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定」に、「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施」に改める。

別表第五第八号の二中「第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定」に、「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第十四条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改め、同項第二号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第二十一条第一項中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改め、「徴収する費用」の下に「（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）」を加え、同条第二項中「第五十六条第八項各号又は第九項各号」を「第五十六条第七項各号又は第八項各号」に改める。

第二十二条第一項中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改め、「規定により費用」の下に「（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）」を加え、「同条第八項若しくは第九項」を「同法第五十六条第七項若しくは第八項」に改め、「徴収する費用」の下に「（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）」を加え、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

（雇用保険法の一部改正）

第十五条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の四第一項中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該被保険者が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第十六条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該労働者が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

（家事事件手続法の一部改正）

第十七条　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二百三十九条中「加えられている」を「行われている」に改める。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第十八条　子ども・子育て支援法の一部を次のように改正する。

第五十九条第八号中「同条第二項」を「同法第二十五条の七第一項」に改める。

附則第六条第二項中「第十三条の二第二項」を「第十三条の三第二項」に改める。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第十九条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「以下」の下に「この条において」を加える。

第八条中「新児童福祉法」を「児童福祉法」に、「第五十六条第八項及び第九項」を「第五十六条第七項及び第八項」に改め、「第三十六条の規定による改正後の」を削り、「第五十六条第八項第一号」を「第五十六条第七項第一号」に、「同条第九項第二号」を「同条第八項第二号」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項及び別表第二の八の項中「里親の認定、養育里親の登録」を「養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第二十一条　国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項及び第八項中「第一章第六節」を「第一章第七節」に、「第四十八条の三第二項」を「第四十八条の四第二項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一